

岩手県松くい虫防除標準仕様書

平成10年10月2日緑第 683号
一部改正 平成13年3月12日緑第1339号
一部改正 平成21年5月11日森整第140号
一部改正 平成22年3月19日森整第977号
一部改正 平成23年5月27日森整第198号
一部改正 平成29年10月4日森整第442号
一部改正 令和3年8月4日森整第399号
一部改正 令和5年3月24日森整第834号
一部改正 令和7年5月1日森整第133号

(趣旨)

第1条 この仕様書は、岩手県森林病虫害等防除事業補助金交付要綱（昭和35年12月20日付け告示第1234号）及び森林病虫害等駆除事業補助金交付規則（平成13年3月30日付け規則第81号）に規定する、松くい虫の防除を目的とした薬剤散布及び駆除を実施する際の一般的な仕様書であり、特別な指示を行う場合を除き、この仕様書に基づき作業を行うものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書において「被害木」、「破碎」、「破碎工場」、「切削」、「合板工場」、「熱処理」及び「製材工場」とは、岩手県松くい虫被害木破碎等処理工場認定要領（平成21年11月25日付け森整第644号）第2に掲げる用語をいう。

(事前打合せ)

第3条 受託者は、あらかじめ事業実施主体と打合せし、具体的な作業方法を十分理解した上で作業を実施するものとする。

(空中散布による薬剤防除)

第4条 空中散布による薬剤防除（特別防除）は、「農林水産航空事業の実施について」、「農林水産航空事業実施ガイドライン」及び「岩手県防除実施基準」により定めるもののほか、次により実施するものとする。

(1) 一般散布

農薬登録を受けた有効成分含有率80%のME P乳剤を使用する場合は、15倍液をヘクターあたり30リットル散布し、有効成分含有率23.5%のME PMC剤を使用する場合は、2.5倍液をヘクターあたり30リットル散布する。

横風散布及び等高線散布を原則とし、散布むらの無いように実施する。

(2) ガンノズル散布

農薬登録を受けた有効成分含有率80%のME P乳剤を使用する場合は、80倍液をヘクターあたり160リットル散布し、有効成分含有率23.5%のME PMC剤を使用す

る場合は、15倍液をヘクタールあたり180リットル散布する。

対象木の樹冠を中心として林分全体にむらなく散布する。

(3) スポット散布

農薬登録を受けた有効成分含有率80%のME P乳剤の、80倍液を一箇所あたり11.2リットル散布する。

指示のあった被害枯損木又は散布標識を中心とした半径15メートルの円内に均一に散布する。

(4) 共通事項

ア ヘリポートとの往復等回送時以外における薬剤洩れには、特に注意する。

イ 散布装置が故障した場合は、薬剤漏れがないよう修理が完了するまで散布は行わない。

ウ 降雨時、霧発生時及び降雨直後並びに散布後すぐに降雨が予想される場合は散布を行わない。

エ 散布区域を明確にするため、境界標識を適切に設置する。特に被害防止の観点から散布区域から除外した区域については、きめ細かく設置する。また、電線、架線等の危険物が存在する場合には、危険標識を設置する。

オ 散布時には、散布区域の歩道、出入り口、その他必要と思われる箇所に立ち入りを規制する標識等を設置し、第三者に対して注意を促す。又、必要に応じて交通規制等の措置をとる。

カ 危被害防止及び散布効果を確認するため、落下調査紙による散布確認調査を行う。

(地上散布による薬剤防除)

第5条 地上散布は、次によるものとする。

(1) 農薬登録を受けた有効成分含有率80%のME P乳剤を使用する場合は、180倍液をヘクタールあたり1,200リットル、有効成分含有率23.5%のME PMC剤を使用する場合は、50倍液をヘクタールあたり1,200リットル、有効成分含有率2%のアセタミプリド液剤を使用する場合は、80倍液をヘクタールあたり1,200リットル散布する。

(2) 高性能の動力噴霧器を使用し、樹冠に十分に薬剤がかかるようにする。

(3) 降雨時、霧発生時及び降雨直後並びに散布後すぐに降雨が予想される場合は散布を行わない。

(4) 散布時には、散布区域の歩道、出入り口、その他必要と思われる箇所に立ち入りを規制する標識等を設置し、第三者に対して注意を促す。又、必要に応じて交通規制等の措置をとる。

(5) 風向、風速に注意し、散布区域外への薬剤の飛散防止に努める。

(特別伐倒駆除)

第6条 特別伐倒駆除は、次によるものとする。

(1) 全木焼却

ア 枝条を含む被害木すべてを林外へ搬出の上、全木焼却する。

イ 直径3センチメートル以上の枝条、残材についても徹底して処理する。

ウ 焼却に当たっては、市町村の火災予防条例等関係法規を遵守し、関係機関との連絡を密にするとともに必要な防火措置を行う。

(2) 破砕

ア 受託者は、被害木を破砕工場が指定する規格に造材し、速やかに破砕工場に搬入する。

イ 被害木を破砕工場に搬入したとき、受託者は、松くい虫被害木搬入記録票（様式第1号）を提出し、破砕工場が搬入数量を確認した半券を受領する。

ウ 破砕が終了したとき、破砕工場は、破砕等処理完了報告書（様式第2号）を受託者に提出する。

エ 直径3センチメートル以上の枝条については林地に放置せず、梢端部分や根曲がり部分等と併せ、確実に薬剤くん蒸又は焼却する。

(伐倒駆除)

第7条 伐倒駆除は、次によるものとする。

(1) 薬剤散布型

ア 被害木は、薬剤散布を適切に行える程度の長さに玉切る。

イ 薬剤散布は、玉切りした丸太を転回しながら表面にムラなく行い、さらに直径3センチメートル以上の枝条にも行う。

ウ 使用する薬剤は、有効成分含有率80%のMEP乳剤を150倍に希釈したものとし、丸太の表面積1㎡あたり600ml（材積1㎡あたり10%）を散布する。なお、薬剤には木材用着色剤を添加し、よくかく拌すること。

エ 薬剤散布は、噴霧器を使用する。

オ 完了期限は、松くい虫の幼虫が材内にせん入する前の10月末までとする。

(2) くん蒸型

ア 被害木は、集積しやすいよう1メートル程度に玉切る。

イ 集積は、薬剤のガス化効率を十分に確保するため、できるだけ日光の当たる場所を選ぶ。

ウ やむを得ず傾斜地に集積する場合は、はい積が崩れないよう杭を打ってから、集積する。

エ はい積は、最初に枝条を集積し、その上に丸太を集積する。

オ 直径3センチメートル以上の枝条、残材についても林地に放置せず集積する。

カ 被覆は、松くい虫駆除用のくん蒸用シートを使用し、裾押えは、原則として厚さ10センチメートル以上の覆土により隙間無く密閉し、ガス漏れが無いようにする。

キ くん蒸中は、シートが被覆した枝条等により破れることがないように注意する。

ク シートが破れた場合は、粘着テープ等で必ず塞ぐ。

ケ 使用する薬剤は、農薬登録されたカーバム剤又はカーバムナトリウム塩液剤を使用するものとし、カーバム剤においては、くん蒸材積1立方メートルあたり原液1リットル以上、カーバムナトリウム塩液剤においては、くん蒸材積1立方メートルあたり原液0.75リットル以上を使用する。

コ くん蒸の期間は、14日間以上とする。

サ くん蒸中は、はい積にその旨を表示するなど、第三者に対し注意を促す。

(補完伐倒駆除)

第8条 補完伐倒駆除は、前条(1)の伐倒駆除の薬剤散布型を準用するものとする。

(その他松くい虫伐倒駆除)

第9条 その他松くい虫伐倒駆除は、次によるものとする。

(1) 薬剤散布型

第7条(1)を準用するものとする。

(2) くん蒸型

第7条(2)を準用するものとする。

(3) 薬剤散布等型

第7条(1)又は(2)を準用するものとする。

(4) 破砕等型

ア 破砕

(ア) 受託者は、被害木を破砕工場が指定する規格に造材し、速やかに破砕工場に搬入する。

(イ) 被害木を破砕工場に搬入したとき、受託者は、松くい虫被害木搬入記録票(様式第1号)を提出し、破砕工場が搬入数量を確認した半券を受領する。

(ウ) 破砕が終了したとき、破砕工場は、破砕等処理完了報告書(様式第2号)を受託者に提出する。

(エ) 直径3センチメートル以上の枝条については林地に放置せず、梢端部分や根曲がり部分等と併せ、確実に薬剤くん蒸する。

(オ) 破砕による駆除を行う被害木から半径2km以内に位置し、急傾斜地等により破砕工場への運搬が困難な被害木は、第7条(2)を準用した伐倒くん蒸ができるものとする。

イ 切削

(ア) 受託者は、被害木を合板工場が指定する規格に造材し、速やかに合板工場に搬入する。

(イ) 被害木を合板工場に搬入したとき、受託者は、松くい虫被害木搬入記録票(様式第1号)を提出し、合板工場が搬入数量を確認した半券を受領する。

(ウ) 切削が終了したとき、合板工場は、破砕等処理完了報告書(様式第2号)を受託者に提出する。

(エ) 直径3センチメートル以上の枝条については林地に放置せず、梢端部分や根曲がり部分等と併せ、確実に薬剤くん蒸する。

(オ) 切削による駆除を行う被害木から半径2km以内に位置し、急傾斜地等により合板工場への運搬が困難な被害木は、第7条(2)を準用した伐倒くん蒸ができるものとする。

ウ 熱処理

(ア) 受託者は、被害木を製材工場が指定する規格に造材し、速やかに製材工場に搬

入する。

- (イ) 被害木を製材工場に搬入したとき、受託者は、松くい虫被害木搬入記録票（様式第1号）を提出し、製材工場が搬入数量を確認した半券を受領する。
- (ウ) 熱処理が終了したとき、製材工場は、破砕等処理完了報告書（様式第2号）を受託者に提出する。
- (エ) 直径3センチメートル以上の枝条については林地に放置せず、梢端部分や根曲がり部分等と併せ、確実に薬剤くん蒸する。
- (オ) 熱処理による駆除を行う被害木から半径2km以内に位置し、急傾斜地等により製材工場への運搬が困難な被害木は、第7条（2）を準用した伐倒くん蒸ができるものとする。

（樹幹注入）

第10条 樹幹注入は、次によるものとする。

- （1）使用する薬剤は、農薬登録された樹幹注入剤を使用し、それぞれの薬剤の標準使用量を使用する。
- （2）作業中は薬剤が漏れないように十分注意するとともに、関係者以外が現場に立ち入らないよう注意を促す。
- （3）薬剤注入後の孔は、癒合剤で充填し、雨水や雑菌が侵入しないよう処置をする。
- （4）雨天時や極端な低温時には実施しないこと。

（使用薬剤）

第11条 受託者は、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守し、薬剤の安全な管理・使用に努めるものとする。

（薬剤及び資材受払簿の整備）

第12条 受託者は、薬剤、資材の購入及び使用に係る受払簿（様式第3号）及び証拠書類を整備し、事業実施主体に提出するものとする。

（写真の整備）

第13条 受託者は、事業実施に関する写真を整備し、事業実施主体に提出しなければならない。

（その他）

第14条 この標準仕様書の定めのないものについては、事業等実施主体と協議の上、定めるものとする。

附 則

この仕様書は、平成29年度事業から適用し、平成29年10月4日から施行する。

附 則

この仕様書は、令和3年度事業から適用し、令和3年8月4日から施行する。

附 則

この仕様書は、令和5年度事業から適用し、令和5年3月24日から施行する。

附 則

この仕様書は、令和7年度事業から適用し、令和7年5月1日から施行する。

様式第 1 号

納入者保管用

松くい虫被害木搬入記録票

①納入者	
②処理工場	
③事業名	
④施行地	
⑤搬入日	
⑥搬入数量 (t 又はm ³)	

※ ③から⑤については被害木の納入者が、⑥については処理工場が記入のうえ、両者半券を保管のこと

キ リ ト リ

処理工場保管用

松くい虫被害木搬入記録票

①納入者	
②処理工場	
③事業名	
④施行地	
⑤搬入日	
⑥搬入数量 (t 又はm ³)	

※ ③から⑤については被害木の納入者が、⑥については処理工場が記入のうえ、両者半券を保管のこと

納入者 様

(処理工場)
住所
氏名

破砕等処理完了報告書

松くい虫被害木の破砕等処理を下記のとおり実施したので報告します。

記

処理内容

No	事業名	施行地 (箇所名)	搬入年月日	搬入数量 (t 又はm ³)	処理年月日	備考

※「事業名」と「施行地」は納入者より報告を受けて記載のこと。

※本報告は納入者別に作成し報告のこと。

※備考にはチップの搬出先を記載のこと。